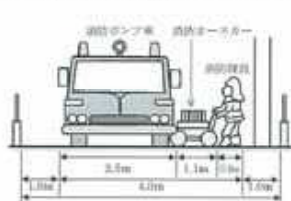


防災まちづくりの実践に向けて

『さんかく隊（大森中・蒲田・糀谷地区防災まちづくりの会）』では、「水・みどり・人とのふれあいを大切に、様々な人が安心して住み続けられるまちの形成」を目標に掲げ、火をださない・火をもらわない・逃げないですむまちを目指しております。

現在は、様々な大地震の教訓を日頃の活動に生かすために「防災まちづくりに関する勉強会」を行っています。過去の大地震の恐ろしさとその教訓から法律などが整備されて来ている事、当地区のまちの状況や防災まちづくりの方法などを勉強しています。

防災まちづくりには、道づくり・家づくり・人づくりが重要であることがわかりました。これらもみなさんに防災まちづくりの重要性などをお伝えしますので、私たちでできるまちづくりの方法と一緒に考え、実践していきましょう。



円滑な消防活動に必要な道路の幅員



シミュレーションによる地震時のまちの様子

お願い！地域から公募会員を募集しています！

『さんかく隊』は、第一京浜、産業道路、環状八号線で囲まれる三角形の地域で、自治会、町会、PTA、公募の会員によって、手と手を携えて活動しています。毎月会員が集まり会議を行い、防災まちづくりに関して勉強し、「防災まちづくりニュース」や「防災まちづくりフェア」などで地域のみなさんにお知らせしています。また、学ぶだけではなく、関係者のご協力のもと防災上支援となる電柱を移動したり、防災面の役割を担う公園整備に向けた取り組みを進めてきました。



近々起こるであろう大地震などに備えて、私たちと一緒に活動し、防災まちづくりを実践していただける方を募集しています。また、防災まちづくりニュースなど広報関係での記事集め、校正に興味がある方も募集しています。

当会の活動や広報活動へのご参加については、下記の各町会、または、都市開発課（電話 5744-1338）へご連絡ください。

編集後記

有史以来、災害は必然性のものです。古来、中国には「黄河を制する者は天下を制する」ということわざがあります。それほど、災害は避けて通ることのできない命題です。

当会の会員と、このまちづくりニュースをこの皆様が一体となって、当地区の防災に就き折りに触れて検討することが必要と思ふ次第です。（運営委員 増井静男）

大森中・蒲田・糀谷地区 防災まちづくりの会 構成団体	
左記の団体からの代表と公募住民の57名の会員で活動しています。	
川崎自治会	東蒲田二丁目町会
大森山登自治会	南蒲田一丁目自治会
大森町自治会	南蒲田二丁目町会
本宿町会	南蒲田三丁目町会
大森中八幡自治会	新宿東町会
北蒲田一丁目町会	大森第一小学校PTA
西蒲田一丁目町会	北蒲田小学校PTA
西蒲田二丁目町会	糀谷小学校PTA
西蒲田三丁目町会	南蒲田小学校PTA
西蒲田四丁目町会	大森東中学校PTA
大森中央町会	糀谷中学校PTA
東蒲田一丁目自治会	東蒲田中学校PTA
東蒲田二丁目町会	公募住民



大森中・蒲田・糀谷地区 防災まちづくりニュース No14

平成 17 年 3 月

大森中地区 防災生活圏促進事業

編集：大森中・蒲田・糀谷地区防災まちづくりの会「さんかく隊」

発行：大田区 まちづくり推進部 都市開発課 TEL.5744-1338

防災まちづくりフェアを開催しました

昨年11月27日に糀谷小学校にて「第5回大森中・蒲田・糀谷地区防災まちづくりフェア」を開催しました。好天に恵まれ200名を超える方々のご来場をいただき、煙体験や災害シミュレーションを利用した講演など各種イベントを楽しんでいただきました。

災害シミュレーションでは、大地震が起こった時に、まちにどのような問題が起こるのか、映像によってよく理解することができました。ぜひ、みんなで一緒に私たちが住んでいるまちについて考え、災害に強い安全なまちづくりについて取り組んでいきましょう。

↑子どもの参加者には蒲田少年消防団の皆さんがサポートして下さい、楽しく過ごしました。



↑備蓄食品のタッキングは、賞味期限が近づいた非常食のおいしい食べ方の紹介で、今年も大盛況でした。この他にも町会やPTAの皆さんのご協力で炊き出しやお菓子をいただきました。



↑児童館の皆さんが防災まちづくりに関するポスターを製作してくれました。



↑会の活動報告や講演には多くの参加者が集まりました。

ごあいさつ

運営委員 内村 正法

防災の日（9月1日）は関東大震災を教訓に定められたと聞いております。「災害は忘れた頃にやってくる」といいますが、防災について一般の人々がどの程度関心を持っていらっしゃるのかにかかっていると思います。そのためには、道路や建物の整備などを進めることと、町内で行われる防災訓練に積極的に参加し、普段から近隣との協力体制づくりをしておくことが大切です。これにより、尊い人命や貴重な財産の被害を最小限に食い止めることができるのです。「災害に強いまちづくり」のために、多くの方々のご意見をお寄せ下さいますようお願い申し上げます。

新潟県中越地震から学んだこと

昨年10月23日午後5時56分に、新潟県中越地方でマグニチュード6.8の大地震が発生しました。住宅の被害は約10万棟、死者は40人、避難者は最大で約10万人に達しました。

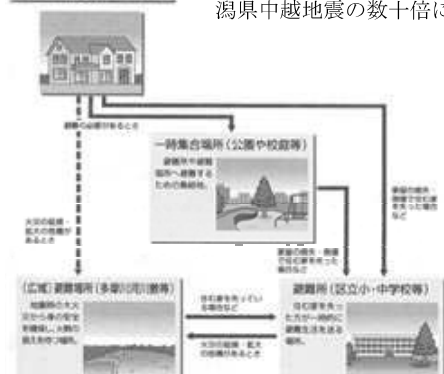
私たちの住む地区で発生が懸念される「首都直下地震」では、最大で約540～700万人の避難者が発生するとされており、人数の規模だけを比較しても新潟県中越地震の数十倍にも及びます。

首都圏は住宅密集などで空地が少ないことにより、多数の被災者が避難生活を送る困難さが指摘されています。また、私たちの地区に多くある狭い道路では、倒壊した家屋の倒れ込みにより通行の支障が発生し、避難や救助などの遅れが生じると言われています。

現在は、地震を防ぐことや、地震の発生を正確に予知することはできません。だからこそ、地震に備えたまちをつくること、被災した際の確かな行動を取ること、そして助け合うことを日頃から意識しておくことが大切です。



避難の流れ
※これは基本的な流れです。被害の状況により、この流れは変わる場合があります。避難の状況、区や警察などからの情報に十分ご注意ください。



我が家でできる防災対策（その⑧）

◆家具類の転倒防止をしていますか◆

蒲田消防署で行われた「家具類の転倒防止対策に関する講習会」を受講しましたので報告します。

転倒防止器具には、次のようなものがあります。

- | | | | |
|-------------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------|
| ①家具を壁に直接ネジなどで固定するもの
 | ②家具と天井の間を突っ張り棒で固定するもの
 | ③家具の中身が飛び出さないように扉を固定するもの
 | ④ガラスを割れにくくする飛散防止フィルム
 |
|-------------------------|---------------------------|------------------------------|--------------------------|

壁に家具を固定する場合は、器具を必ず2カ所以上に使用し、柱など構造部材に打ち付けてください。あて木を付けるなどしてネジが抜けないようにしてください。塗り壁やボード部分にそのまま打ち付けても転倒防止の効果はありません。

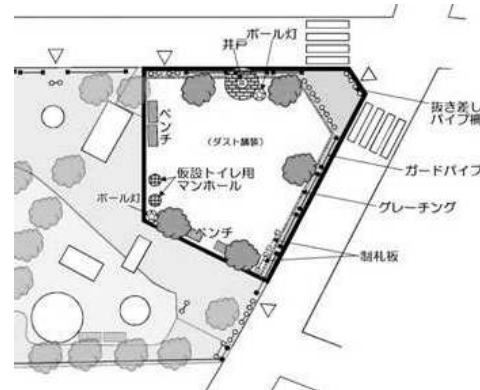
突っ張り棒を使用する際は、天井の強度を確認して使用してください。また、床がカーペットや畳など柔らかい素材の場合は転倒の恐れがありますので注意してください。

家具類の転倒防止器具はホームセンターで入手できます。こうした取り組みを行うだけでも、大地震の際に人命が守られます。ご参考になれば大変うれしく思います。（南蒲田三丁目 平塚 忠）

公園づくりの意見交換に参加しました

北糺谷一丁目第二公園の拡張整備について、昨年10月から3回にわたり「公園づくり懇談会」が開催されました。

懇談会では、周辺にお住まいの方々や当会の会員が、災害時にも有効に活用できる公園とするための意見交換をしました。また、区から北糺谷小学校の児童のみなさんにも公園の使い方について尋ねました。



その結果、①多くの人が集まることのできる広場、②仮設トイレ用マンホールの設置、③既設井戸の活用、④既設の公園との一体化、などの提案が出されました。

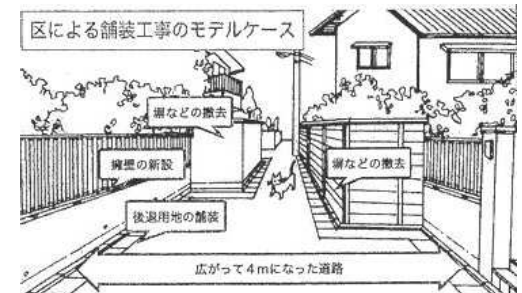
この公園の拡張整備は、当会が提言している「防災活動拠点の形成の整備として、公園・広場等による防災空間づくり」の一環として行われることになります。

なお、区では、この地区内でこのような公園の整備を検討しています。用地の件で何か情報がありましたら、都市開発課（電話 5744-1338）へご連絡ください。

◆道が広い安全なまちを◆

私たちの地区内の道路は、日当たりや見通しを確保したり、火災が広がることを防いだり、緊急自動車が通行できるようにしたりするなどの重要な役割があります。

しかし、幅員が4メートルに満たない「狭い道路」はこれらの役割を果たすことができず、災害時の危険性が高いとされています。



区では、狭い道路の解消を目指し、平成16年7月から「狭い道路拡張整備事業」に取り組んでいます。建築物の建替え時に、建築主と拡張整備について、建築確認申請の30日前までに協議を行います。協議に基づき、道路の拡張整備を区で実施し、あわせて塀などの除却・設置に助成しています。なお、建築を伴わない場合でも、事業の適用がありますので、ご相談ください。（担当：建築調整課、電話 5744-1308）